

内は、個人情報、企業機密、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

H-23012
令和5年5月31日
原子燃料工業株式会社
熊取事業所

熊取事業所保安規定変更認可申請（1回目補正） コメント対応整理表（R5/5/31）

○5月29日 審査会合コメント

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料
1	保安規定第74条第2項において、「第1種管理区域内の流し（手洗い、シャワー）及び空調ドレン水タンクには、第27条に定める加工施設で取り扱う核燃料物質等を混入しない措置を講じ、放射線業務従事者に遵守させる。」との記載が追加されているが、令和4年7月13日の原子力規制委員会にて報告された「ウラン加工事業者との意見交換会の結果の報告」を踏まえ記載の変更が適切か検討すること。	コメントのあった保安規定第74条第2項について令和4年7月13日の原子力規制委員会資料を踏まえて検討した結果、第74条第2項の当該記載の変更は次回補正申請にて削除し、左記の措置は下部規定にて定めることとする。 保安規定第74条第2項以外の箇所についても同様の視点で保安規定の記載を確認し、修正箇所は第74条第2項のみであることを確認した。	—